

令和6年度第4回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

- 1 日 時 令和7年3月25日（水）午後2時50分～午後3時30分
- 2 開催方法 TeamsによるWEB開催
- 3 出席者 市町村：62市町村国保主管課長ほか、国保連合会事務局長、埼玉県
- 4 議 事

（1）ワーキンググループの進捗状況について

① 財政運営ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-1に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 3月に6回目の会議を開催し、保険税水準の統一について協議した。

② 事務処理標準化ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-2、資料1-2別紙に基づき、事務処理標準化ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 3月に2回目の会議を書面で開催し、グループ別検討の進捗状況について及び事務処理マニュアルの更新について協議した。
- ・ 第三者行為求償事務について、国保中央会から都道府県の担当者向けに研修会があり、その場で明らかになった内容も含めて説明した。
- ・ 委託するケースとして、「広域的事案」と「専門的事案」と、2つのパターンが示されており、課題となるのが、県が訴訟をすることを前提とした「専門的事案」である。
- ・ 県が委託を受けて訴訟を提起するということになれば、委託の条件や委託に際して発生する費用など事務処理規約に詳細に規定したうえで、適切な手続きを経る必要がある。
- ・ 権限が確実に県に委譲していることを担保するために、作成した事務処理規約について、県、市町村ともに、首長までの意思決定を行った上で、議会の議決を経て、その後協議書の作成、規約の告示、総務大臣もしくは県への届け出が必要となる。
- ・ 県としても、訴訟を前提とした委託を県が受けることについて、内部で整理をしたうえで、必要性について議論していく必要があると認識しており、その点も踏まえ、市町村との協議をしていきたいと考えている。

③ 保健事業ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-3に基づき、保健事業ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 第1回は8月に開催し、保険税水準の統一後の保健事業の在り方について、第3期国保運営方針に基づく区分案について検討のうえ、保健事業の所要額調査を行うことを決定した。
- ・ 第2回は12月に開催し、所要額調査の結果を踏まえ保健事業を各区分に分類し、それぞれ課題について検討した。

(2) 保険税水準の統一について

<埼玉県>

- ・ 資料2-1、2-2に基づき、令和9年度に準統一が達成できなかった場合の対応及び保険税水準の統一に係る工程表について説明。
- ・ 11月に開催した4回目の財政運営ワーキンググループにおいて、準統一に向けた現状と取組状況について協議した。
- ・ 様々な意見を踏まえ、運営方針で県と市町村の共通認識として定めた令和9年度の準統一に向けて、計画的に取組を進めている市町村もあるため、準統一の目標年度令和9年度は堅持し、準統一の後ろ倒しは行わないこととするが、目標年度まであと2年となり、仮に全体で準統一が達成できなかった場合の対応も検討しておく必要があると考えている。
- ・ 令和9年度に県算定方式の市町村標準保険税率どおりの税率に設定できなかった団体が1つでも発生した場合、準統一は達成できなかったことになるが、県としては、その場合でも準統一時の各歳入歳出等の取扱いや、保健事業、条例減免等の取扱いは、予定どおり実施したいと考えている。
- ・ しかし、あくまでも令和9年度の準統一という目標は堅持することとし、準統一に向けた取組を加速させる趣旨からも、令和2年12月に策定した第2期運営方針において設定した目標に向けて、計画的に取組を進め、標準保険税率（県算定方式）どおりの税率設定、法定外一般会計繰入れの解消という前提条件を達成した市町村にはインセンティブを設けたいと考えている。
- ・ このインセンティブは、県全体として準統一が達成できなかった場合に適用することを想定し、2段階で実施したいと考えている。
- ・ 1つ目のインセンティブについて、準統一の前提条件を達成した市町村に対し、県2号繰入金から一定額を交付する。これまで県2号繰入金は県繰入金全体の9分の1としていたが、準統一以降は保健事業や条例減免等に交付する所要額を除いた分は全額1号繰入金に振り替え、納付金や税率を引き下げるために活用することとしている。令和5年度ベースの試算では1号繰入金に振り替える金額は約25億円程度となっている。全体で準統一が達成できなかった場合、この25億円を1号繰入金に振り替えず、インセンティブとして前提条件を達成した市町村に交付する。
- ・ 交付の方法について、総額25億円を達成市町村内での保険税必要総額のシェアで按分を行い、特別交付金として交付し、納付金算定時にあらかじめ控除する。達成市町村は標準保険税率が同水準で引き下げられることとなり、標準保険税率ベースで見ると低い水準の達成市町村と高い水準の未達成市町村の2段階で準統一される形になる。
- ・ 2つ目のインセンティブについて、特定健診・特定保健指導に要する費用の取扱いに着目して設定する。特定健診・特定保健指導のうち基本的な項目に要する費用については、国庫負担、県負担それぞれ3分の1の対象となっているが、国の定める単価が実態より低くなっているため、実支出額と国庫負担額に差が生じており、保険者はその差を負担せざるを得ない状況となっている。
- ・ 準統一が達成されると、国庫負担の対象となる項目については、あらかじめ納付金を払うことになるが、国が設定する単価にかかわらず、保険者負担分全額を普通交付金から措置することになり、市町村が独自に財源を用意する必要がなくなる。しかし、この取扱い

いは受益と負担の公平性を前提に、全市町村でかかる費用を全市町村で平等に負担しようというもので、準統一が達成されない場合は、普通交付金の対象とするべきではないと考えている。

- ・ 準統一が達成されなかった場合の対応案について、特定健診等のうち、国庫負担の対象となる項目に要する費用については、普通交付金ではなく、特別交付金のうち県繰入金分として措置したいと考えており、準統一の前提条件を達成した市町村については現行の取扱いよりも手厚く交付する形を想定している。具体的には、準統一時と同様に、国の単価にかかわらず、国庫負担の対象となる項目に要する費用であれば、保険者負担額を全額交付する。
- ・ 達成できなかった市町村については、国単価で計算した場合の国庫負担額3分の1、県負担額3分の1、残りの保険者負担額3分の1のみ交付とし、国単価との差は措置しないこととする。
- ・ 財源は、現状8：1となっている県繰入金の割合を見直し、8：1の「8」に当たる1号繰入金から、交付に必要な額を2号繰入金に振り替えることとする。準統一の前提条件の達成状況によって、2号繰入金により交付を受けられる額に差が生じるが、1号繰入金の減少による納付金及び保険税必要額の増加は全市町村で分かち合う形となる。
- ・ 保険税水準の統一に係る工程表については、令和6年度の各ワーキンググループでの議論を踏まえ、記載内容の更新を行い、要点のみ説明した。

(3) 今後のスケジュールについて

<埼玉県>

- ・ 資料3-1、資料3-2及び資料3-3に基づき、今後のスケジュールについて説明。
- ・ 納付金算定等に係るスケジュールについて、1月の令和6年度全国こども政策関係部局長会議と3月の全国国民健康保険主管課長会議で使用した資料上では、納付金の算定スケジュールが例年よりも前倒しになると読み取れる内容になっていた。厚生労働省に問い合わせたところ、国から係数通知が示される時期に大きな変更予定はないとのことであり、納付金算定スケジュールも例年と同じとなることを想定している。
- ・ 国保事業費納付金の令和7年度納付スケジュールについて、例年と大きな変更はない。期別ごとの納付額については、既にお示ししているとおりで変更はない。2期以降の支払い期限については、例年どおり納期限の1か月前を目安に送付する予定なので、支払いの遅延がないよう取り計らいのほどよろしく願いたい。
- ・ 普通交付金の令和7年度請求書提出スケジュールについて、例年と大きな変更はない。期限内の請求書提出について、漏れが無いよう取り計らいのほどよろしく願いたい。

(4) その他

<埼玉県>

財政安定化基金のうち本体基金の取崩しについて

- ・ 令和6年度の県国保特会については、普通交付金の予算額に不足が見込まれたことから財政安定化基金からの取崩し等を財源とした増額補正予算を、現在行われている2月議会に上程した。
- ・ 令和6年度の県国保特会の形式収支は、現時点で普通交付金の3月現金分の金額が確定

していないものの、3月現物分の時点で既に赤字となっている。これは、昨年度の納付金算定時の推計値以上に保険給付費が増加したことが大きな要因となっている。

- ・ 収支不足の額は、3月現物分の時点で約6.4億円となっており、3月現金分が判明することによって、本体基金からの取崩額が確定する。
- ・ 取崩額の確定値については、来年度報告するが、本体基金の取崩しがほぼ確定的な状況となっており、取崩し分の復元のため、令和8年度から令和10年度の3年間の納付金に取崩し相当額が上乗せされることを御承知おきいただきたい。昨年度も本体基金から約28億円を取り崩しており、令和7年度から令和9年度にかけて年約9.3億円ずつが納付金に上乗せされることになった。来年度は昨年度の取崩し相当額の約9.3億円を納付金に上乗せし、令和8年度及び令和9年度は、昨年度分の約9.3億円に今年度取り崩す額の約3分の1を加えた金額が納付金に上乗せされることになる。